

議案 1

1 基本計画書の内容（提出年月日：平成 31 年 2 月 14 日、提出根拠：条例第 3 条第 1 項）

名称（新築等の区分）	（仮称）ライフさくら夙川店 （新築）			
所在地	西宮市御茶家所町 76-1 ほか			
事業者	株式会社ライフコーポレーション			
施設の用途	物品販売業を営む店舗（食料品、日用品、雑貨等）			
開店時期、 着工時期	平成 32 年春頃 平成 31 年 5 月頃			
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	5,621 m ²			
物品販売業を営む店舗の面積	2,440 m ²			
飲食店、映画館等面積	0 m ²			
延べ面積、敷地面積	7,252 m ² 、 2,816 m ²			
用途地域等	近隣商業地域、第一種中高層住居専用地域			
駐車場の収容台数	74 台 （全体台数 83 台） ≥ 必要台数 74 台			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
営業時間	午前 7 時から翌午前 2 時まで			

2 重要事項

（1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外」の地域で、床面積の上限 6,000 m² に対して、計画施設の床面積はこれを下回る 5,621 m² である。
- 計画地は、西宮市都市計画マスタープランでは「幹線沿道地」、西宮市商業立地ガイドラインでは「国道幹線道路沿道ゾーン（地域沿道型）」に位置付けられており、商業集積や適正な沿道利用の誘導に努めることとされているため、支障がないと判断する。
- 以上により、本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 74 台に対し、来客用駐車台数を 74 台確保する。

$$[\text{指針式}] 2.440 \text{ 千}^2 \times 1,451 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 40\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.724 \approx 74 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

$$[\text{指針式}] 2.440 \text{ 千}^2 \times 1,451 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 40\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx 102 \text{ 台}$$

- 商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 7 方面に分け、各方面別の世帯数比で 102 台/h を各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①北方面	1,436	11.76	12
②北東方面	1,228	10.05	10
③東方面	560	4.58	5
④南東方面	2,340	19.16	20
⑤南西方面	2,570	21.04	21
⑥北西方面	1,903	15.58	16
⑦南方面	2,177	17.82	18
計	12,214	100.00	102

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔平成 30 年 8 月 19 日(日)、21 日(火)〕に、上記で算出した発生台数 102 台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能である。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点 1 (森貝交差点) 平：18 時台 休：18 時台	0.336	0.279	0.351	0.316	
	0.20	0.26	0.36	0.42	北流入直左
	0.11	0.12	0.17	0.18	北流入右折
	0.39	0.32	0.39	0.32	東流入直左
	0.16	0.08	0.23	0.14	東流入右折
	0.39	0.18	0.44	0.23	南流入直左
	0.76	0.39	0.80	0.41	南流入右折
	0.43	0.38	0.44	0.39	西流入直左
	0.05	0.08	0.05	0.08	西流入右折
地点 2 (神楽町交差点) 平：8 時台 休：17 時台	0.563	0.459	0.567	0.464	
	0.28	0.26	0.28	0.26	北流入左折
	0.69	0.43	0.69	0.43	北流入直進
	0.31	0.20	0.35	0.24	北流入右折
	0.63	0.47	0.64	0.47	東流入直左
	0.35	0.29	0.35	0.29	東流入右折
0.13	0.11	0.17	0.14	南流入左折	

調査地点	現 況		予 測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
	0.77	0.69	0.77	0.69	南流入直進 南流入右折 西流入直左 西流入右折
	0.34	0.07	0.34	0.07	
	0.40	0.56	0.41	0.57	
	0.80	0.20	0.91	0.25	
地点3 (計画地北側交差点) 平：16時台 休：15時台	0.332	0.322	0.348	0.346	北流入直左右 東流入直左 東流入右折 南流入直左右 西流入直左 西流入右折
	0.08	0.06	0.08	0.06	
	0.39	0.42	0.40	0.43	
	0.00	0.01	0.00	0.01	
	0.15	0.13	0.18	0.15	
	0.42	0.39	0.42	0.39	
	0.02	0.02	0.03	0.03	

ウ 無信号交差点（計画地北西）の交通処理検討

- 信号機のない交差点の交通容量の計算法（西ドイツの計算法）により評価
- 遅れの指標は「遅れなし」又は「非常に小」となり、交通処理は可能である。

（主道路：市道幹 21-2、従道路：市道西 477）

開店後	南方向からの右折 主道路→従道路		開店後	東方向からの右折 従道路→主道路	
	平日 (18時台)	休日 (18時台)		平日 (18時台)	休日 (18時台)
交通容量	1,070	1,045	交通容量	425	455
実交通量	75	74	実交通量	28	28
余裕交通容量	995	971	余裕交通容量	397	427
遅れの指標	遅れなし	遅れなし	遅れの指標	非常に小	非常に小

（3）道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の敷地からおおむね 500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺には、影響を与える公共施設はない。

（4）景観形成に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 「景観法」、「西宮市都市景観条例」、「西宮市屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
- 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の緑化を行う。

<必要緑化面積>

$$\text{敷地} : 2,816.28 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建ぺい率 } 92.65\%) \times 50\% = 103.50 \text{ m}^2 \text{ (①)}$$

$$\text{建築物} : 1,743.58 \text{ m}^2 \times 20\% = 348.72 \text{ m}^2 \text{ (②)}$$

<計画緑化面積>

$$275.29 \text{ m}^2 \text{ (敷地)} + 178.60 \text{ m}^2 \text{ (壁面)} = 452.89 \text{ m}^2 > 452.22 \text{ m}^2 \text{ (①+②)}$$

3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<p>【西宮市】</p> <p><都市計画の観点からの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道2号に接し、当該地が西宮市都市計画マスタープランにおいて、幹線沿道地として位置づけられており、商業集積や適正な沿道利用の誘導に努めることとしている。以上のことから、支障がないと判断する。 <p><その他計画等に対する意見></p> <p>[土木管理課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場出入口に交通整理員を配置する等、適切な交通誘導を行われたい。 ・来退店車両や荷捌きの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないよう、適切な交通誘導計画を行われたい。 ・開店後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じられたい。 <p>[自転車対策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。 ・自転車駐車場の用地及び台数については、「西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づく附置義務台数を確保されたい。 ・自転車駐車場の需要が増加した場合は、自己の敷地内で責任をもって自転車駐車場を確保されたい。 <p>[道路計画課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路における歩行者通行の安全が確保されるよう、来退店車両の適切な交通誘導を行われたい。 ・開店後に交通安全上の問題が生じた場合は、直ちに対策を講じられたい。 <p>[交通計画課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場法を遵守されたい。また、駐車場法の届出が必要な場合は、速やかに届出を行われたい。 ・西宮市駐車施設附置条例を遵守されたい。 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁忙状況に応じて交通誘導員を配置し、交通の円滑化に努めます。 ・チラシ等で経路を周知するなど周辺の生活道路内に入り込まないよう適切な交通誘導を行います。また荷捌き車両については西側からの入場、西側への退場を指導します。 ・開店後に交通安全上の問題が生じた場合は、関係機関と相談のうえ対応に努めます。 ・適切な駐輪台数を確保するとともに、周辺地域の円滑な交通環境を確保するよう駐輪対策に努めていきます。 ・駐輪場の台数については、「開発事業におけるまちづくり条例」に基づき設置します。 ・自転車駐車場の需要が増加した場合は、西宮市ほか関係機関と協議のうえ対策について検討していきます。 ・繁忙状況に応じて交通誘導員を配置し、歩行者、自転車の安全の確保及び交通の円滑化に努めます。 ・開店後に交通安全上の問題が生じた場合は、関係機関と相談の上、対応に努めます。 ・駐車場法の技術基準を遵守します。また料金徴収を行うなど同法の届出が必要な場合は届出を行います。 ・西宮市駐車施設附置条例を遵守します。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>西宮市駐車施設附置条例の届出が必要な場合は、速やかに届出を行われたい。</p> <p>[都市デザイン課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文教住宅都市西宮にふさわしいまちなみの形成に向けて、周囲の文教施設（大学）や住宅地の景観との調和及び国道2号線の沿道景観形成を図るため、本市景観計画に基づき、建築の形態・意匠・色彩及び外構の緑化について、十分な配慮を行われたい。 ・屋外広告物の設置を計画する際には、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は周辺の景観と調和するものとし、建築物に表示又は設置する広告物については、建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状とされたい。 	<p>西宮市駐車施設附置条例の届出が必要な場合は、速やかに届出を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の文教施設や住宅地の景観を念頭に外観については華美な装飾を避け、落ち着いたデザインに配慮します。また建物外周には緑地を配置し、ゆとりのある建物配置に努めます。なお景観形成においては、西宮市ほか関係機関と相談の上、事業を進めます。 ・屋外広告物の設置については、周囲の景観との調和に配慮し、建築物の規模及び意匠に基づき一体感のある形状を目指します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に本市では地色部分への彩度の高い色(マンセル表色系で色相がP系、PR系、R系、0～7.5YR系は彩度10超、それ以外の色相は彩度8超)の使用に関する制限を設けており、本計画では不適合となっているので、当課と事前に十分協議されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値の設定については、改めて都市デザイン課と協議し、適合させます。 	<p>西宮市の指摘どおり屋外広告物の基準に適合させる必要がある。</p>
<p>【芦屋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし 	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【兵庫県警交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来客用出入口と搬出入出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所については、事前に西宮警察署長と調整されたい。 <p>2 来退店経路について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来退店経路を周知するよう広報を徹底されたい。 <p>3 店舗出入口への交通整理員の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口に交通整理員を配置し、交通安全を確保されたい。 ・計画地北側道路を拡幅することから、周辺交通の状況を確認し、必要に応じて交通整理員を適宜配置されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来客用出入口と搬出入出入口を明示する案内誘導看板を設置します。設置箇所については、事前に西宮警察に相談します。 ・チラシに経路を記載するほか、開業時には特別な警備体制として交通の要所に誘導員を配置して周知に努めます。 ・開業時に誘導員を一定期間、配置し、経路周知を浸透させるとともに安全性の確保及び交通の円滑化に努めます。 ・開業後においても繁忙時など状況に応じて交通誘導員を配置します。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>4 駐車対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来店した入庫待ち車両が、店舗周辺の公道上に滞留しないように留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場ゲートを出入口付近に設けず、3階に設置することで入庫待ち車両を敷地内に引き込めるよう配慮しています。また繁忙状況によっては出入口に誘導員を配置し、入場処理の円滑化にも努めます。 	
<p>【総合治水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、雨水が浸透する舗装を施すなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることに努められたい。 ・総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協議のうえ、汚水及び雨水排水計画について調整していきます。 ・関係機関と協議のうえ、汚水及び雨水排水計画について調整していきます。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 ・また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 ・兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いにより事業を展開されたい。 ・福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努められたい。(利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック＆アドバイス制度を活用されたい。) ・また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m²以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の条例に基づき、基準を上回る緑化を行います。 ・建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出します。 ・左記の条例に基づき、今後とも地元と連携しつつ事業化を進めていきます。 ・左記の条例に基づき、バリアフリー化を行います。 ・福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化を行います。が、敷地内建築物の延べ面積は 10,000 m²以下です。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>【景観形成室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画には、景観法、西宮市都市景観条例、西宮市屋外広告物条例が適用される。 ・各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の法令を遵守するとともに各種申請など必要な手続を行います。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
---	--	------------------------

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

知事の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 4 建築物及び屋外広告物は、西宮市都市景観条例及び西宮市屋外広告物条例等の基準に適合させることとし、周辺環境に配慮した外観及び形態にすること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2

1 基本計画書の内容（提出年月日：平成31年2月8日、提出根拠：条例第3条第1項）

名称（新築等の区分）	（仮称）ダイレックス飾磨店（新築）			
所在地	姫路市飾磨区細江字中ノ坪 2633 番ほか			
事業者	ダイレックス株式会社			
施設の用途	物品販売業を営む店舗（医薬品、日用雑貨、食品等）			
開店時期、 着工時期	平成 32 年 1 月頃 平成 31 年 6 月頃			
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	1,993 m ²			
物品販売業を営む店舗の面積	1,437 m ²			
飲食店、映画館等面積	0 m ²			
延べ面積、敷地面積	1,993 m ² 、 4,602 m ²			
用途地域等	準工業地域			
駐車場の収容台数	57 台（全体台数 62 台） ≥ 必要台数 57 台			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
営業時間	午前 9 時から午後 10 時まで			

2 重要事項

（1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外」の地域で、床面積の上限 6,000 m² に対して、計画施設の床面積はこれを下回る 1,993 m² である。
- 計画地は、姫路市都市計画マスタープランでは「複合住宅地」に位置付けられており、計画施設は周辺住民の生活関連商品を取り扱う施設計画であるため、支障がないと判断する。
- 以上により、本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 57 台に対し、来客用駐車台数を 57 台確保する。

$$[\text{指針式}] 1.437 \text{ 千}^2 \times 1,343 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.63 \doteq 57 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

$$[\text{指針式}] 1.437 \text{ 千}^2 \times 1,343 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \doteq 90 \text{ 台}$$

- 商圈（店舗を中心に半径 2.0km）を 8 方面に分け、各方面別の世帯数比で 90 台/h を各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	4,611	19.6	18
②	7,962	33.9	30
③	2,816	12.0	11
④	6,127	26.1	23
⑤	819	3.5	3
⑥	530	2.3	2
⑦	410	1.7	2
⑧	202	0.9	1
計	23,477	100.0	90

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔平成 30 年 12 月 9 日(日)、10 日(月)〕に、上記で算出した発生台数 90 台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能である。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点 1 (飾磨工業高校前) 平：17 時台 休：14 時台	0.393	0.486	0.408	0.486	
	0.36	0.50	0.36	0.50	北流入直左
	0.14	0.11	0.19	0.16	北流入右折
	0.38	0.37	0.41	0.40	南流入直左
	0.13	0.12	0.13	0.13	南流入右折
	0.57	0.62	0.57	0.62	西流入直左
	0.11	0.10	0.11	0.10	西流入右折
	0.47	0.49	0.48	0.50	東流入直左
	0.28	0.16	0.28	0.16	東流入右折
地点 2 (飾磨支所前) 平：11 時台 休：15 時台	0.169	0.278	0.187	0.284	
	0.27	0.39	0.27	0.39	北流入直左
	0.02	0.01	0.02	0.01	北流入右折
	0.23	0.30	0.26	0.33	南流入直左
	0.11	0.23	0.11	0.23	南流入右折
	0.08	0.08	0.17	0.16	西流入直左右

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
	0.12	0.25	0.14	0.26	東流入直左 東流入右折
	0.07	0.21	0.07	0.22	
	0.342	0.399	0.355	0.417	
地点3 (津田小学校東) 平：17時台 休：14時台	0.23	0.35	0.24	0.36	北流入直左
	0.23	0.35	0.24	0.36	北流入直進
	0.03	0.02	0.03	0.02	北流入右折
	0.31	0.20	0.31	0.20	南流入直左
	0.31	0.20	0.31	0.20	南流入直進
	0.05	0.02	0.05	0.02	南流入右折
	0.25	0.22	0.26	0.23	西流入直左右
	0.58	0.70	0.63	0.76	東流入直左右

ウ 駐車場出入口における右折入庫の交通処理検討

- 右折入庫の運用を行う出入口①及び②について、信号機のない交差点の交通容量の計算法（西ドイツの計算法）により評価
- 出入口①及び②の右折入庫に係る遅れの指標は、平日休日共に、「遅れなし」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：市道飾磨 55、従道路：出入口①)

開店後	西方向からの右折 主道路→従道路	
	平日 (17時台)	休日 (11時台)
交通容量	930	890
実交通量	23	23
余裕交通容量	907	867
遅れの指標	遅れなし	遅れなし

(主道路：市道飾磨 547、従道路：出入口②)

開店後	東方向からの右折 主道路→従道路	
	平日 (11時台)	休日 (14時台)
交通容量	1,150	1,140
実交通量	34	34
余裕交通容量	1,116	1,106
遅れの指標	遅れなし	遅れなし

(3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の敷地からおおむね 500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺には、北細江第二公園があるが、十分な離隔を確保しているため、与える影響はないと考える。

(4) 景観形成に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 「景観法」、「姫路市都市景観条例」、「姫路市屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
- 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の緑化を行う。

<必要緑化面積>

$$4,602 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建ぺい率 } 60\%) \times 50\% = 920.4 \text{ m}^2$$

<計画緑化面積>

$$585 \text{ m}^2 (\text{敷地}) + 348 \text{ m}^2 (\text{壁面}) = 933 \text{ m}^2 > 920.4 \text{ m}^2$$

3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<p>【姫路市】</p> <p><都市計画の観点からの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画地の存する区域は、姫路市都市計画マスタープランにおいて、複合住宅地として位置付けられており、都市計画の観点から支障なしと判断する。 <p><その他計画等に対する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 意見なし 	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p>
<p>【兵庫県警交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について</p> <p>店舗出入口を明示する案内看板を設置するとともに、案内誘導看板の設置箇所については、事前に飾磨警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について</p> <p>来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口への交通整理員の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口に交通整理員を配置し、交通の安全と円滑を確保するとともに、周辺交通の状況によっては必要に応じて交通整理員を適宜配置されたい。 荷さばき施設の利用については、出入口②の来退店経路と重なることから、施設利用時には交通整理員による車両誘導を実施し、交通の安全と円滑に配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗出入口を明示する看板を設置します。また、案内誘導看板を設置する際には、事前に飾磨警察署と調整します。 来退店経路については、オープン時のチラシ掲載等によってお客さまに周知します。 開店から当面の間及び繁忙時等には、交通整理員を配置し、交通の円滑と安全確保に努めます。 営業時間中に搬入する際には、従業員等によって誘導し、安全確保に努めます。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合治水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第21条第1項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、雨水が浸透する舗装を施すなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることに努められたい。 総合治水条例第21条第2項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の流出を抑制する対策として、敷地内にグラスパーキングを設置し、機能の維持管理に努めます。また、電気設備等は、屋根上又は床を少し高くし、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000㎡以上の場 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画し、建築物等緑化計画 	<p>事業者の対応は妥</p>

<p>合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いにより事業を展開されたい。 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努められたい。(利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック&アドバイス制度を活用されたい。) また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が10,000㎡以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 	<p>届を提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣の方へは、事前に説明済みです。また、開業後において、問題が発生した際には、解決に向け誠意をもって対応します。 福祉のまちづくり条例を遵守します。なお、本施設の延床面積の合計は10,000㎡未満です。 	<p>当と判断する。</p>
<p>【景観形成室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例を遵守し、申請手続を行います。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

<p>知事の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案 3

1 基本計画書の内容（提出年月日：平成 31 年 1 月 28 日、提出根拠：条例第 3 条第 1 項）

名 称（新築等の区分）	（仮称）ホームセンターコーナン新今宿店 （新築）		
所在地	姫路市東今宿一丁目 1410 番ほか		
事業者	コーナン商事株式会社		
施設の用途	物品販売業を営む店舗（住宅補修用品、家庭日用品等）		
開店時期、 着工時期	平成 32 年 2 月頃 平成 31 年 5 月頃		
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	7,252 m ²		
物品販売業を営む店舗の面積	4,957 m ² （新築） 635 m ² （既存） 5,592 m ² （合計）		
飲食店、映画館等面積	0 m ²		
延べ面積、敷地面積	7,252 m ² 、 11,607 m ²		
用途地域等	近隣商業地域		
駐車場の収容台数	146 台 （全体台数 146 台） ≥ 必要台数 146 台		
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数
営業時間	午前 6 時から午後 10 時まで		

2 重要事項

（1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外」の地域に位置する。同地域においては、原則として床面積の上限は 6,000 m²であるが、市町が市町域全体のまちづくりの見地から当該土地に床面積 6,000 m²を超える施設が立地することについて支障がないと認める場合、床面積の上限を 10,000 m²としている。計画施設は、床面積が 6,000 m²を超えるが、姫路市が、当該計画地に同施設が立地することについて、まちづくりの見地から支障ないと認めているため、床面積の上限を 10,000 m²とするところ、同施設の床面積はこれを下回る 7,252 m²である。
- 計画地は、姫路市都市計画マスタープランにおいて、商業業務地として位置付けられており、都市計画の観点から支障なしと判断する。
- 以上により、本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針及び計画店舗の現況実績に基づく必要駐車台数 146 台に対し、来客用駐車台数を 146 台確保する。

[既存店の実績データ等から算定]

$$5.592 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,023 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.1\% \times \text{分担率} 85.9\% \div \text{平均乗車人員} 1.58 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数} 0.333 \div 146$$

台

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[既存店の実績データ等から算定]

$$5.592 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,023 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.1\% \times \text{分担率} 85.9\% \div \text{平均乗車人員} 1.58 \text{ 人/台} \div 439$$

台

- 商圈（店舗を中心に半径 2.0km）を 3 方面に分け、各方面別の世帯数比で 439 台/h を各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A 方面	19,368	52.0	228
B 方面	8,597	23.1	102
C 方面	9,278	24.9	109
計	37,243	100.0	439

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔平成 30 年 10 月 11 日(水)、14 日(日)〕に、上記で算出した発生台数 439 台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点① (東今宿 2 丁目)	0.530	0.380	0.585	0.454	
	0.24	0.23	0.32	0.34	南流入直進
	0.05	0.13	0.31	0.51	南流入右折
	0.81	0.55	0.85	0.60	西流入直左
	0.73	0.49	0.77	0.53	西流入直進
	0.77	0.52	0.82	0.59	西流入直右
	0.53	0.41	0.62	0.53	北流入直左
地点②	0.314	0.233	0.373	0.311	

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
(東今宿3丁目)	0.47	0.32	0.49	0.32	東流入直進 東流入直右 北流入右折
平：18時台	0.57	0.40	0.80	0.80	
休：16時台	0.15	0.15	0.21	0.24	

(3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の敷地からおおむね500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺には、影響を与える公共施設はない。

(4) 景観形成に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 「景観法」、「姫路市都市景観条例」、「姫路市屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
- 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の緑化を行う。

<必要緑化面積>

$$10,160.7 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建ぺい率 } 80\%) \times 50\% = 1,016.1 \text{ m}^2$$

<計画緑化面積>

$$620 \text{ m}^2 (\text{敷地}) + 397 \text{ m}^2 (\text{太陽光パネル}) = 1,017 \text{ m}^2 > 1,016.1 \text{ m}^2$$

3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<p>【姫路市】</p> <p><都市計画の観点からの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の存する区域は、姫路市都市計画マスタープランにおいて、商業業務地として位置づけられており、都市計画の観点から支障なしと判断する。 ・計画地の存する区域は、広域土地利用プログラム上、商業床面積の上限が6,000 m²程度であるが、本市では大規模集客施設制限地区により郊外における大規模な集客施設の立地を制限していることに加え、現況の幹線道路等の交通容量で十分対応可能なため、まちづくりの見地から支障なしと判断する。 <p><その他計画等に対する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p>
【兵庫県警交通規制課】		

<p>1 案内誘導看板等の設置について 店舗出入口を明示する案内看板を設置するとともに、案内誘導看板の設置箇所については、事前に飾磨警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について 来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口への交通整理員の配置について ・開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口に交通整理員を配置し、交通の安全と円滑を確保されたい。 ・荷さばき施設②の出入口が歩行者・自転車専用出入口と共通となっており、また荷さばき車両の出入庫が退店経路と重なることから、荷さばき施設利用時には交通整理員による車両誘導を実施し、交通の安全と円滑に配慮されたい。</p> <p>4 駐車対策について 来店した入庫待ち車両が、店舗周辺の公道上に滞留しないように留意されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗出入口を明示する案内看板を設置します。設置する際には飾磨警察署と調整します。 ・来退店経路は新聞折込チラシ、ホームページにて周知を行います。 ・開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口に交通整理員を配置し誘導します。 ・荷さばき施設②での荷さばき作業時には従業員等による車両誘導を行います。 ・入庫待ち車両が発生しないよう必要駐車台数を確保しておりますが、発生した場合には交通整理員にて適切に誘導します。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】 ・県道田寺今在家線の道路区域内において、道路工事等を行うに際しては、事前に姫路土木事務所と協議し、道路法に基づいて必要な手続を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路工事等を行うに際しては、事前に姫路土木事務所と協議し、道路法に基づいて必要な手続を行います。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合治水課】 ・規模が1ha以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、総合治水条例に基づき、開発行為をあらかじめ届け出る義務があるため、開発者は姫路土木事務所と事前に協議されたい。（総合治水条例第11条） ・駐車場などの広い土地を利用した施設については、雨水が浸透する舗装を施すなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることに努められたい。（総合治水条例第21条第1項） ・大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。（総合治水条例第21条第2項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路土木事務所管理第2課と協議し、指導に従います。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>【都市政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いにより事業を展開されたい。 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努められたい。(利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック&アドバイス制度を活用されたい。) また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が10,000㎡以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、提出致します。 地元との十分な話し合いにより事業を進めます。 新築建築物は、整備基準に適合するよう計画致します。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【景観形成室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例に基づく基準等を遵守し、申請等必要な手続を行います。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

<p>知事の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案 4

1 基本計画書・対策書の内容

(基本計画書 提出年月日：平成30年11月30日、提出根拠：条例第3条第1項)

(対策書 提出年月日：平成31年3月13日、提出根拠：条例第5条第1項)

名称（新築等の区分）	（仮称）鳴尾駅前商業施設計画（新築）
所在地	西宮市里中町三丁目 118 ほか
事業者	阪神電鉄株式会社
施設の用途	物品販売業を営む店舗（食料品、日用品、雑貨等）
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	（基本計画書） <u>2,252 m²</u> （対策書） <u>2,260 m²</u>
物品販売業を営む店舗の面積	（基本計画書） <u>1,400 m²</u> （対策書） <u>1,256 m²</u>
飲食店、映画館等面積	（基本計画書） <u>131 m²</u> （対策書） <u>152 m²</u>
延床面積、敷地面積	（基本計画書） <u>2,518 m²</u> 、 <u>4,580 m²</u> （隔地駐車場含む） （対策書） <u>2,518 m²</u> 、 <u>3,896 m²</u>
用途地域 他	近隣商業地域、第一種住居地域
駐車場の収容台数	（基本計画書） <u>55 台</u> （全体台数 <u>61 台</u> ） ≥ 必要台数 <u>55 台</u> （対策書） <u>49 台</u> （全体台数 <u>51 台</u> ） ≥ 必要台数 <u>49 台</u>
営業時間	午前7時から翌午前2時まで

2 知事意見の内容と措置その他の対策の概要

知事意見の内容 (H31. 2. 27 通知)	措置その他の対策の概要	知事の判断
<p>1 来退店経路が合理的かつ妥当なものとなるよう措置を講じること。</p> <p>（理由） 本計画の来退店経路は変則的かつ複雑であり、来退店する車両の右折による出入庫の発生や、これによる前面道路の通行車両の滞留など、周辺地域における道路交通に大きな影響を及ぼすことが</p>	<p>1 隔地駐車場の廃止による来退店経路の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 店舗面積を縮小し、必要駐車台数を55台から49台に減少することにより、計画地駐車場のみで必要駐車台数を確保できるため、隔地駐車場は廃止します。 なお、2階の併設施設（未定非物販）については、集客条例の対象施設も視野に含めて検討していましたが、条例対象外の業種に限定します。 <p>※来退店経路の設定に係る課題について（別紙参照（来店経路の設定に係る課題検討表））</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広域誘導を行う場合と②駅前広場を利用する場合、いずれも課題が残るが、都市機能や周辺地域への影響 	<p>来退店経路のうち、隔地駐車場の廃止により見直しされた部分については妥当と考える。</p> <p>一方、駅前広場を通過する経路については、交通結節点における交通安全や円滑な交通処理など、駅前広場が確保すべき交通機能の観点及びその整備目的から適切でないと考えるが、道路交通への影響調査の結果、周辺の交差点において交通処理が可能と予測されること、道路管理者及び交通管理者が、駅前広場の都市機能に与える影響は大きくないと判断していることなどから、これに係る更なる対策は求めない。</p> <p>なお、隔地駐車場の廃止については、併設施設が条例の対象外の業種で、かつ、当該併設施設の利用者の車</p>

<p>懸念されるため。</p>	<p>を総合的に考慮し、駅前広場を来店経路とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場への影響を少しでも緩和するため、店内アナウンスやチラシ等の広報により駅前立地を生かして公共交通機関の利用を促進するよう周知に努めます。 ・なお、当該経路とすることについて、道路管理者（西宮市）及び交通管理者（兵庫県警）と協議し、特に支障ない旨の回答を得ています。 	<p>両が、基本計画書に係る大規模集客施設の駐車場の利用に影響を及ぼさないことが前提であるため、併設施設の業種が確定した時点において、それらの前提条件の適否について確認する必要がある。</p> <p>また、基本計画書及び対策書で示された開店後の交通量の予測値と実測値を比較・検証し、周辺の道路交通に係る問題の有無等を確認する必要がある。</p>
<p>2 右折による出入庫を防止するため、駐車場の出入口の位置の変更等の措置を講じること。</p> <p>(理由) 本計画の来退店経路は変則的かつ複雑であり、来退店する車両の右折による出入庫の発生や、これによる前面道路の通行車両の滞留など、周辺地域における道路交通に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため。</p> <p>(再掲)</p>	<p>2 右折による出入庫防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右折による出入庫を防止するため、西宮市道幹6号（競馬場線）の出入口正面部分にポストコーンを設置します。 ・なお、ポストコーンを設置することについて、道路管理者（西宮市）及び交通管理者（兵庫県警）と協議済みです。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項・・・【変更あり】

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 49 台に対し、49 台を確保する。

[指針式]

$$\frac{1,256 \text{ 千m}^2 \times 1,350 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台}}{\times \text{平均駐車時間係数 } 0.615} \div 49 \text{ 台}$$

※併設施設の割合：

$$\frac{152 \text{ m}^2 \text{ (飲食店)}}{1,256 \text{ m}^2 \text{ (物販店舗)}} = 12.1\%$$

② 道路交通への影響に関する事項・・・【変更あり】

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

$$1.256 \text{ 千m}^2 \times 1,350 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \div 79 \text{ 台}$$

- 商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 4 方面に分け、各方面別の世帯数比で 79 台/h を各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①北方面	13,835	45.6	36
②南東方面	7,744	25.5	20
③南西方面	5,325	17.5	14
④西方面	3,451	11.4	9
計	30,355	100.0	79

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔平成 30 年 9 月 14 日(金)、9 月 16 日(日)〕に、上記で算出した発生台数 79 台 を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- 地点 1 の信号交差点において、ピーク時間帯における交通処理は可能と考える。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
	0.531	0.494	<u>0.572</u>	<u>0.504</u>	
地点 1 (本郷)	0.61	0.42	0.61	0.42	東流入直左
平： 9 時台	0.44	0.44	<u>0.59</u>	<u>0.58</u>	東流入右折
休： 17 時台	0.26	0.38	<u>0.28</u>	<u>0.40</u>	南流入直左右
	0.55	0.47	<u>0.56</u>	<u>0.47</u>	西流入直左
	0.77	0.63	<u>0.77</u>	<u>0.63</u>	西流入右折
	0.24	0.15	<u>0.35</u>	<u>0.26</u>	北流入直左右

ウ 無信号交差点（地点 2）の交通処理検討

- 信号機のない交差点の交通容量の計算法（西ドイツの計算法）により評価
- 遅れの指標は「遅れなし」となり、交通処理は可能と考える。

(主道路：市道幹 6 号、従道路：市道幹 44 号)

開店後	南方向からの右折 主道路→従道路	
	平日 (9 時台)	休日 (17 時台)
交通容量	1,005	1,045
実交通量	<u>143</u>	<u>143</u>
余裕交通容量	<u>862</u>	<u>902</u>
遅れの指標	遅れなし	遅れなし

4 条例第4条第1項の規定（条例第6条第2項の規定により準用）による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<p>■ 対策書で示された来退店経路が駅前広場の都市機能に与える影響に関する意見及び理由</p> <p>○ 【西宮市】 [道路計画課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策書で示された来退店経路による増加交通量を加味しても、駅前広場を含む都市計画道路鳴尾駅前線の交通容量内に十分収まっており、駅前広場の都市機能に与える影響は極めて少ないと予想されるため、本経路計画案は許容範囲内である。 ・ ただし、開店後に交通処理上または駅前広場の都市機能上の問題が発生した場合は、来店誘導経路の変更を含めた対策を直ちに講じること。 <p>[土木管理課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支障なし。ただし、開店後に交通処理上または駅前広場の都市機能上の問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。 <p>○ 【兵庫県警交通規制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策書で示された来退店経路が駅前広場の都市機能に与える大きな影響はないと思われる。 (理由) <ol style="list-style-type: none"> (1) 駅前ロータリー一部に取り付く道路については、鳴尾駅前整備に伴い北行き及び東行き一方通行規制が実施されることから、流入車両は計画地北西の無信号交差点からの車両に限られる。 (2) 計画地西側の市道幹6号は大型車通行禁止規制が実施されていることから、駅前ロータリー一部への大型車両の通行は制限されており、かつ道路幅員も7.0m確保されているので、送迎のための停車車両があっても通行に支障はない。 (3) 周辺の歩道幅員は3.5m確保されており、歩行者の通行に支障はない。 (4) 計画地北西の無信号交差点の交通容量については、対策書のとおり処理可能である旨の検討結果であり、周辺道路交通に与える大きな影響はないと思われる。 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開店後に駅前広場において問題が生じた場合は、誘導方法も含めて対策を検討します。 ・ 開店後に駅前広場において問題が生じた場合は、誘導方法も含めて対策を検討します。 <p>—</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>■その他の意見及び理由</p> <p>○【西宮市】</p> <p>[土木管理課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコーンの設置箇所等については、当課と協議のとおりとすること。 <p>[自転車対策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の敷地内で責任を持って自転車駐車を確保してください。 ・周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮してください。 ・自転車駐車場の用地および台数については、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」の協議に基づく附置義務台数を確保してください。 <p>[道路計画課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコーンの設置箇所については協議のとおりとすること。 <p>[都市デザイン課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画に設定している来退店経路は地域の拠点となる駅前広場を利用するものであり、本駅前広場は以前より当市道路部局、公園部局ともに良好な景観形成を図るための協議を重ねてきた経緯があります。そうした経緯を踏まえて、駅前広場を単なる通過経路としてとらえるのではなく、景観の核となることを十分に理解していただき、当該計画地においても、駅前広場へのゆとりと潤いのある景観形成について十分な配慮を行ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストコーンの設置箇所等については、土木管理課と協議のとおりとします。 ・自転車駐車場の需要が増加した場合は、西宮市ほか関係機関と協議の上、対策について検討していきます。 ・適切な駐輪台数を確保するとともに、周辺地域の円滑な交通環境を確保するよう駐輪対策に努めていきます。 ・駐輪場の台数については、「開発事業におけるまちづくり条例」に基づき設置しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコーンの設置箇所等については、道路計画課と協議のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・華美なデザインを避けたデザインとし、駅前広場を含めて街並みづくりに配慮した景観形成を目指します。 	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[開発指導課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右折入庫防止のポストコーンについて、道路管理者は事前に了解していません。(車線幅の減少となる為) 右折入庫防止について、改めて検討してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・右折対策としてのポストコーン設置について、西宮市開発指導課と再度協議し了解済みです。 	<p>市に了解済みである旨を確認済み</p>

5 条例第6条第1項の規定による知事の再意見(案)

知事の再意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。3 業種が未確定の併設施設について、業種が確定したときは、その詳細を直ちに報告すること。また、当該併設施設の利用者の車両が、基本計画書に係る大規模集客施設の駐車場の利用に影響を及ぼさないための具体的措置及び同併設施設の利用者用の駐車場の位置、駐車可能台数、出入庫に係る経路、料金体系等の詳細を報告すること。4 計画地北西にある無信号交差点について、阪神鳴尾駅北側に計画されている駅前広場の供用開始後における交通量の調査を実施し、その結果を報告すること。また、基本計画書に係る大規模集客施設及び併設施設の開店後、周辺の交差点における交通量の調査を実施し、その結果を報告すること。5 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と来退店経路の見直しを含めた協議を行い、必要な対策を講じること。6 建築物及び屋外広告物は、周辺環境に配慮した外観及び形態にすること。7 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。